

大阪市産休代替臨時的任用職員・育休代替任期付職員【臨床心理職員】

募集要綱

令和7年4月1日
健康局

本務職員（臨床心理職員）が育児休業等を取得する場合に代替として勤務していただく「産休代替臨時的任用職員・育休代替任期付職員（臨床心理職員）」を募集します。

1 公募内容

任用形態	本務職員（臨床心理職員）の産前産後休暇期間中は「臨時的任用職員」として任用し、育児休業期間中は「任期付職員」として任用します。
任用予定人数	1名 ・この選考試験の合格者は「大阪市健康局産休代替臨時的任用職員・育休代替任期付職員（臨床心理職員）採用候補者名簿」（以下、「採用候補者名簿」という）に登録されます。
任用期間 勤務場所	任用期間 令和7年6月1日～令和8年3月31日 ※令和7年6月1日から令和7年9月17日までは産前産後休暇代替臨時的任用職員、令和7年9月18日から令和8年3月31日までは育児休業代替任期付職員としての任用となります。 ※それぞれの任用期間については、職員の産前産後休暇及び育児休業の取得期間により変更となる場合があります。 ※本務職員の育児休業の取得期間の延長申し出により、任用期間が延長となる場合があります。 勤務場所 大阪市こころの健康センター
職務内容	こころの健康センターにおける精神保健福祉に関する相談・企画・調整業務等
応募資格	次のいずれかに該当する者 (1) 公認心理師または臨床心理士の資格を有する者 (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において心理学の課程を修めて卒業した者 (3) 学校教育法に基づく大学院において心理学の課程を修了した者 ・ただし、地方公務員法第16条各号に該当する者（P4参照）は受験できません。 また、日本国籍を有しない者、または任用予定日までに法令により日本での永住が認められない者は受験できません。
その他	・選考試験合格者を成績順に採用候補者名簿に登録し、その登録順に任用の連絡を行います。 ・本人の都合により任用を辞退された場合は、採用候補者名簿から削除となります。 ・採用候補者名簿の登録期間は、合格通知後1年となります。 ・採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

2 勤務条件

臨時的任用職員(産前・産後休暇期間中)及び任期付職員(育児休業期間中)

勤務日 勤務時間 休日 休憩時間 時間外勤務	<p>… 月曜日～金曜日（休日を除く）</p> <p>… 午前9時00分～午後5時30分</p> <p>… 土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>… 45分</p> <p>… 必要に応じて従事</p>
年次休暇	1年につき20日を基本とし、任用期間に応じて比例付与
給料	<p>月額 240,004円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当を含みます。 ・前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。 ・昇給等がある場合があります。 ・原則当月17日に支給します。（1月は18日） <p>※超過勤務手当については、原則翌月17日。（1月は18日）</p> <p style="text-align: right;">（令和7年4月1日現在）</p>
通勤手当	<p>上限：55,000円（1か月あたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任用開始日（任用切替日）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給開始となります。
期末勤勉手当・退職手当	<p>本市職員基準により支給します。</p> <p>※任用期間が6か月を超えて退職する場合は、退職手当の支給対象となります。</p>
その他の手当	住居手当、扶養手当、超過勤務手当等
服務事項	<p>本務職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、</p> <p>（1）地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合</p> <p>（2）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>（3）全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合は懲戒処分の対象となります。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・年金、健康保険については、大阪市職員共済組合に加入となります。 <p>※産休代替臨時的任用職員の年金については、厚生年金保険に加入となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の勤務条件については、本務職員に準じたものになります。 ・育児休業及び育児短時間勤務等は請求することができません。 ・詳細については採用決定後お知らせします。

3 申込方法

受付期間	令和7年4月16日(水)から令和7年4月30日(水)まで (必着) ※持参の場合は受付期間内〔土・日・祝日を除く〕の午前9時から午後5時30分まで
提出書類	① 大阪市臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員採用申込書 ・過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。 ・申込書は本市所定の様式に限ります。(A4サイズで両面印刷したもの) ② 申立書 ③ 応募要件にかかる資格証の写し 応募資格(1)に該当する者 ・公認心理師または臨床心理士の資格証の写し 応募資格(2)(3)に該当する者 ・卒業(修了)証明書 ・上記卒業(修了)課程にかかる成績証明書
提出先 提出方法	(1) 提出先 【宛て先】〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階 【宛て名】大阪市こころの健康センター (2) 提出方法 ・提出書類一式を封筒に入れ、「臨時的任用職員・任期付職員(臨床心理職員)採用申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留等で送付してください(持参も可能)。 ・簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。 ・郵送料金不足の場合は受け付けできません。 ・提出いただいた書類は返却しません。

4 選考方法

日 時	令和7年5月8日(木) 午前9時45分集合 (時間厳守) ※受付開始は午前9時30分から ※試験日程が変更になる場合があります。詳細は、受験予定者にお知らせします。
場 所	大阪市こころの健康センター 〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階 (P4参照) ・ <u>受験票は送付しませんので、当日直接お越しください。</u>
試験内容	(1) 論文試験(60分) (2) 面接試験(15分程度)
結果発表	令和7年5月中旬頃に受験者本人あてに文書で通知します。
合格者の 決定方法	(1) 論文試験及び面接試験の合計得点が一定の基準に達している者を合格者とします。 (2) 合計得点と同じ場合は、面接試験の得点を優先します。 (3) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、採用予定人数を下回ることがあります。

5 備考

- (1) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に基づき適正に管理します。
- (2) 試験の結果、不合格の場合には、本人からの申し出により成績をお知らせします。
- (3) 合格後、あるいは採用候補者名簿に登録後、受験資格がないこと及び申し込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

【参考】地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

<お問い合わせ先>

大阪市こころの健康センター 電話：(06)6922-8520

※開庁日及び時間は土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分です。

〔試験会場案内図〕

